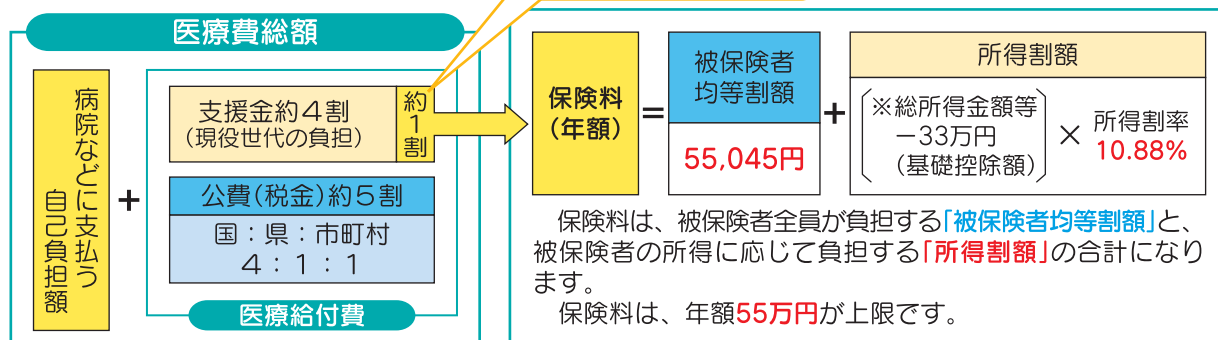


後期高齢者医療保険料について

平成24年度の保険料は、平成23年中の所得金額と世帯^{*注1}の状況をもとに算定し、決定します。保険料は、被保険者(加入者)ごとに計算され、「平成24年度後期高齢者医療保険料額決定通知書」を7月中旬に送付します。

^{*注1}：「世帯」とは、平成24年4月1日時点の世帯(75歳になる人、県外からの転入者などはその時点)を基準にしています。

●保険料の決まり方(計算方法)



保険料は、県内どの市町村でも同じ基準で算定されます。

また、保険料率(被保険者均等割額、所得割率)は2年ごとに見直されます。

※総所得金額等とは、前年中の「公的年金等収入－公的年金等控除」、「給与収入－給与所得控除」、「事業収入－必要経費」等の合計額で、各種所得控除前の金額です。

◎公的年金収入のみの人で、年金額が153万円以下の場合は、総所得金額等が33万円以下となるため所得割額はかかりません。

●保険料の軽減について

●均等割額の軽減

平成24年度では、平成23年度の保険料軽減措置(被保険者均等割の9割・8.5割^{*注2}5割・2割軽減)を継続して行います。

^{*注2}：原則は「7割軽減」ですが、特例措置により「8.5割軽減」となっています。

均等割額の軽減割合	軽減後の均等割額(年額)		同一世帯内の被保険者および世帯主の軽減対象所得金額 ^{*注3} の合計額
	平成23年度	平成24年度	
9割軽減	5,221円	5,504円	【33万円(基礎控除額)】以下で、かつ、【被保険者全員が年金収入80万円以下(その他各種所得がない)】
8.5(7)割軽減	7,831円	8,256円	【33万円(基礎控除額)】以下
5割軽減	26,106円	27,522円	【33万円(基礎控除額) + 24.5万円×被保険者(世帯主を除く)数】以下
2割軽減	41,770円	44,036円	【33万円(基礎控除額) + 35万円×被保険者数】以下

^{*注3}：軽減対象所得金額とは、基本的に総所得金額等と同じですが、公的年金等収入の場合、「公的年金等収入－公的年金等控除－15万円」となるなど、例外があります。

●所得割額の軽減

総所得金額等が91万円以下(公的年金のみの場合は、収入額で211万円以下)の人は、所得割額が5割軽減となります。

●被用者保険^{*注4}の被扶養者であった人の軽減

後期高齢者医療制度に加入する前日まで「会社などの健康保険の被扶養者」だった人は、被保険者均等割額が9割軽減となります。また、所得割額はかかりません。

^{*注4}：被用者保険とは、全国健康保険協会管掌保険、組合管掌健康保険、船員保険、共済組合をさします。
国民健康保険・国民健康保険組合は該当しません。

●保険料の減免

災害や心身の故障、失業による収入の著しい減少など、突発的な事情により保険料を納めることが困難になった時は、申請により保険料が減免される場合があります。

●保険料の納付方法

原則として特別徴収(年金での納付)になりますが、年金の額などによっては、普通徴収(納付書や口座振替での納付)で納めます。納付方法や納付時期、金額は7月中旬にお届けする通知書で確認してください。

特別徴収(年金での納付)から口座振替への変更ができます

特別徴収の人でも口座振替に変更できます。口座振替を希望の人は被保険者証、通帳、通帳の届出印を持参のうえ、市窓口で手続きしてください。7月31日(火)までに手続きすると、10月より年金での納付から口座振替に変更できます。

* 口座から振替不能が一定期間続く場合は、年金での納付に変更させていただくことがありますので、注意してください。

社会保険料控除について

後期高齢者医療保険料は、所得税および住民税の申告のとき、社会保険料控除の対象となります。特別徴収の人は本人に、普通徴収の人は支払った人(本人または生計を一にする親族)に適用されますので、特別徴収から口座振替へ変更した場合、世帯全体の所得税および住民税の負担額が変わることがあります。

8月から被保険者証が新しくなります

現在の被保険者証は、平成24年7月31日までの有効期限となっています。8月1日から使用できる被保険者証(みず色、有効期限：平成25年7月31日)は、市から7月下旬に郵送します。ただし、保険料の滞納がある場合は、通常より短い有効期限の被保険者証を窓口でお渡しすることがあります。

8月1日以降に医療機関にかかるときには、新しい被保険者証(みず色)を窓口で提示してください。

●被保険者証の自己負担割合をご確認ください

医療機関で受診する際の医療費の自己負担割合は 1割 または 3割 です。
毎年、前年中の所得をもとに、8月から翌年7月までの1年間の自己負担割合の判定を行います。

《自己負担割合 3割 の判定基準について》

自己負担割合は通常 1割 ですが、同じ世帯の被保険者のいずれかの人の市県民税課税所得が 145万円以上 (※)である場合は、負担割合が 3割 になります。

ただし、市県民税課税所得が145万円以上であっても、次の1または2に該当する場合は、市窓口へ申請(郵送)すれば 1割 の自己負担割合になります。

1. 同じ世帯に被保険者が複数の場合… 同じ世帯の被保険者全員の収入の合計額が520万円未満
2. 同じ世帯に被保険者が一人の場合… ①本人の収入が383万円未満
(①または②のいずれかに該当) ②本人と、同じ世帯の70歳から74歳までの人の収入の合計額が520万円未満

(※)市県民税の課税所得が145万円以上であっても、前年の12月31日現在において、被保険者が世帯主であり、同じ世帯に合計所得金額が38万円以下である19歳未満の世帯員がいる場合には、世帯主である被保険者の市町村民税の課税所得から、16歳未満は1人当たり33万円、16歳以上19歳未満は1人当たり12万円をそれぞれ控除した後の額が、145万円未満となる場合は、1割の自己負担割合となります(この場合の申請は不要です)。

●限度額適用・標準負担額減額認定証が8月に更新となります

現在、使用中の減額認定証の有効期限は平成24年7月31日になっています。

減額認定証をすでにお持ちの人で、平成24年度の市県民税が非課税世帯の人には、8月1日からの新しい減額認定証を 7月下旬 に郵送します。

減額認定証をお持ちでない人で、新たに交付を希望する場合は、申請手続きが必要になります。

次のものを持参のうえ、市窓口にて手続きしてください。

【申請に必要なもの】 ・被保険者証・印鑑

※直近1年で90日以上入院がある人は入院期間が確認できるもの(領収書、長期入院証明など)

●問合せ先 市国保年金課医療・年金係 ☎72-2111内線422
福岡県後期高齢者医療広域連合 ☎092-651-3111